

## I 入札参加者（利害関係者）との不必要な接触の防止に向けて

- 入札手続き（手順）の改善 . . . . . 【資料3－①】
- 入札関係書類の更なる電子化 . . . . . 【資料3－②】

## II 不当な働きかけの抑止（談合その他の不正行為の排除の徹底）に向けて

- 職員のコンプライアンス意識の更なる醸成 及び 談合その他の不正行為の排除の徹底  
【資料3－③】

## III 入札情報の秘匿性向上に向けて（書類管理方法を含む）

- 入札等関係書類の運用改善による情報漏洩防止等の保秘の徹底  
・ . . . . チェックリストによる明確化

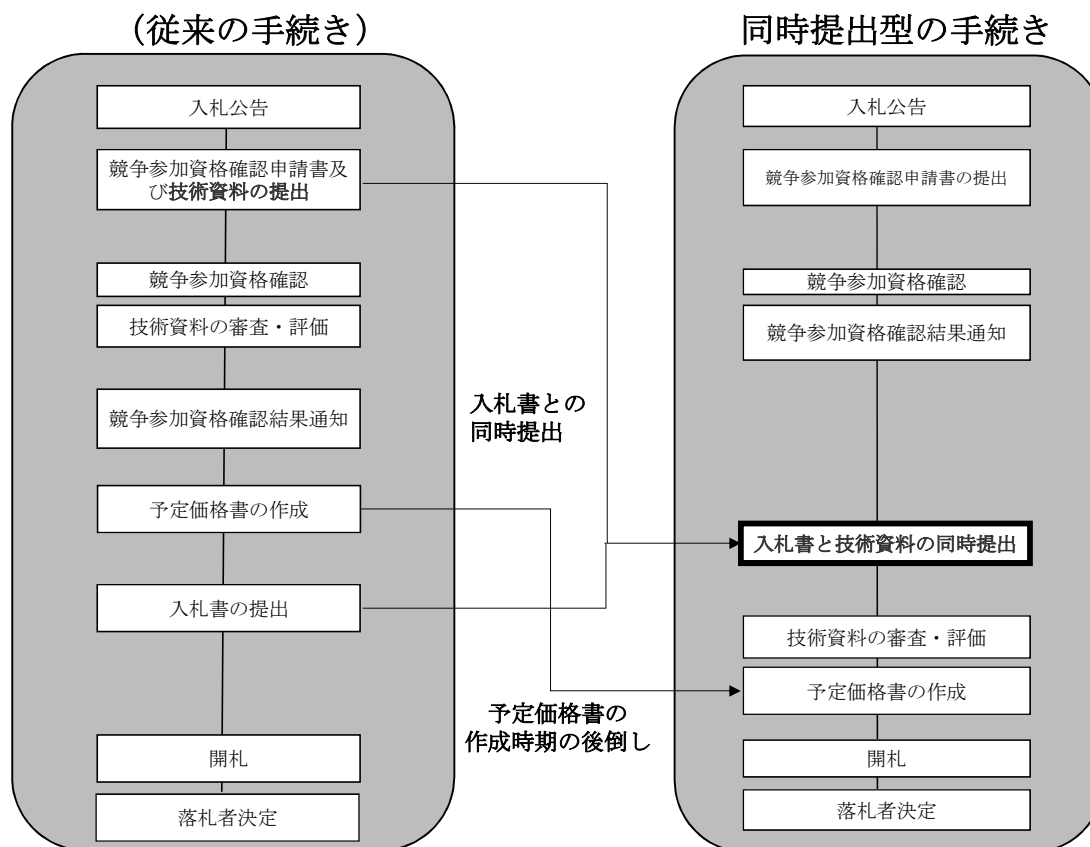
➤ 入札手続き（手順）の改善 ～一般競争入札（総合評価方式）における同時提出型の試行導入～

不正が発生しにくい入札契約手続きの見直しとして、一般競争入札方式（総合評価方式）同時提出型を試行導入する

東葛飾土木事務所事案では、総合評価の技術評価点などの非公表情報が漏えいしたものであり、これを踏まえ、不正が発生しにくい入札手続きとして、国土交通省直轄工事において実施している一般競争入札方式同時提出型を参考に制度を試行導入する。これにより、技術評価点を探る働きかけの防止が可能となる。

- 入札参加業者から提出される資料の提出時期を変更。 ⇒ 「入札書」と「技術資料」を同時に提出する。
- 対象工事 総合評価方式により発注する工事に限り、県土整備部発注工事から適用開始。
- 施行開始 平成30年7月以降(予定)

手続きフローの比較



## ▶ 入札関係書類の更なる電子化 ～電子入札システムの活用推進～

県では、一般競争入札参加資格確認申請書等については、書面による提出を求めている。  
受・発注者の不必要な接触防止や事務負担軽減等を図るため、原則電子入札システムによる提出とする。

## 現行制度

## 【現 状】

一般競争入札における参加資格確認申請書等については、一部の書類は電子入札システムを活用しているが、大部分の書類は書面での提出を求めている。

## 【課 題】

## ■不正行為のリスク

事務所等への書類の直接提出は、入札前に入札参加者と発注者との不必要な接触の場となっており、さらには、入札参加者同士が接触する可能性もある。

## ■事務の非効率・費用負担

(発注者)

:入札参加者からの資料提出の際、予約受付や窓口業務が必要。

(入札参加者)

:書類の提出にあたり予約が必要になるなど時間の制約、事務所等へ書類を直接持参することによる移動時間・移動経費の負担

## 改 善 案

- 入札参加者から提出される申請書等について、発注機関への直接持参は禁止し、原則、電子入札システムにより提出するものとする。  
ただし、容量等の関係で電子データでの提出ができない場合は、郵送等により提出するものとする。

## 【改善による効果】

## ■不正行為の防止

入札参加者間や入札参加者と発注者の不必要な接触の機会を減らし、不正行為の防止が図られる。

## ■事務の効率化・費用軽減(受発注者双方にとってメリットが発生)

(発注者)

:予約受付や窓口業務が不要。

(入札参加者)

:時間の制約等に関係なく電子入札システムで書類提出が可能  
事務所等への直接持参による移動時間・移動経費が削減

## 【実施時期】

平成30年6月1日以降に入札公告又は指名通知する工事等から適用。

➤ 職員のコンプライアンス意識の更なる醸成 及び 談合その他の不正行為の排除の徹底

談合に対してより一層の厳格な対応を行うため、談合情報対応マニュアル等の改正を行い、職員の意識醸成を図るとともに不正行為の排除・未然防止を図る。

現行制度

【現 状】

- 建設工事等の入札で談合情報があった場合は、「談合情報対応マニュアル」に基づき、各発注部局及び各出先機関ごとに設置する「公正入札調査委員会」を開催し、調査・判断を行うこととしている。

【課 題】

- 談合情報対応マニュアル  
 現行の談合情報対応マニュアルにおいて想定していなかった事例や解釈が不明確な箇所が存在していることから、見直しの必要性が生じている。
- 入札契約適正化法指針における規定（抜粋）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

- 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除に関する事項  
 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続やこれらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるものとする。

改善案

【改善後】

- 談合情報に対する手続きのより一層の明確化、対応の厳格化を図るため、「談合情報対応マニュアル」「電子入札約款」を一部改める。

【談合情報対応マニュアル】

- 「入札談合に関する情報」の定義を明確化  
 取扱う談合情報を明確化するため、独禁法、刑法、官製談合防止法を対象とする旨を明示。
- 「入札談合に関する情報」に対する情報漏えいの禁止規定を新設  
 談合情報漏えいが疑われる事例が発生したことから、職務上知り得た情報の漏えい行為を禁止する規定を追加。
- 入札執行に係る警告事項の明確化  
 誓約書提出後に談合等の違反行為が判明した場合の指名停止措置の加重や契約約款の規定による契約解除があり得ることを明確化。

【電子入札約款】

- 誓約書の徴取時期の改善  
 談合情報により入札を取止めた工事を再び執行する場合、全ての入札参加者から誓約書を徴取する旨を電子入札約款に規定。

【実施時期】 平成30年4月1日施行